

徳島県情報公開審査会答申第67号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年7月15日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「土地改良区に関する県が指導した書類と改良区からの回答文書（H13年から～現在まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年8月15日、実施機関は、本件請求のうち、「県が指導した書類」に係る公文書を「平成16年5月6日付け阿農林第120号による通知（関係書類簿冊の備付及び閲覧について）」、「平成18年4月19日付け南総第26052号による通知（書簿の閲覧について）」、「平成18年4月19日付け南総第26053号による通知（土地改良法第132条第1項による報告の聴取について）」、「平成18年5月30日付け南総第26180号による通知（書簿の閲覧について）」、「平成18年6月26日付け南総第26246号による通知（書簿の閲覧について）」、「平成19年4月3日付け南総第26002号による通知（書簿の閲覧について）」、「平成19年4月3日付け南総第26003号による通知（土地改良法第132条第1項による報告の聴取について）」、「平成19年4月27日付け南総第26067号による通知（書簿の閲覧について）」及び「平成19年4月27日付け南総第26068号による通知（閲覧する組合員の規則について）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、「個人の氏名」及び「人数を表す部分」を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

なお、「改良区からの回答文書」に係る文書については、本件処分とは別に、平成20年8月15日付け南総第26347号による公文書部分公開決定処分を行っている。

3 異議申立て

平成20年8月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年10月16日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) この度と同じ案件内容で、異議申立てを行った結果、行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、申立てを認容し、公開決定を行った経緯があり、本件処分は不当である。

実施機関は、土地改良区を指導監督する立場でありながら、それら指導内容を隠す行為は、特定の法人及び個人を優遇していると思われ、未だ何かあるのかと誤解を思わすものであり、許されるものではない。

- (2) 非公開とされている情報については、それが 土地改良区（以下「本件改良区」という。）の役員の氏名である場合についてのみ、その公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分における条例第8条第1号該当性については次のとおりである。

1 「個人の氏名」について

本件処分により非公開とした部分のうち、「個人の氏名」に関しては、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであるので、本号に該当すると判断した。

ただし、南部総合県民局長の氏名は、条例第8条第1号ただし書八の規定により公開している。

2 「人数を表す部分」について

個人名の後の「人数を表す部分」については、個人名そのものではないが、それにより当該個人名が特定されるおそれがあると考え、本号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書及び基本的な考え方について

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成13年度から平成19年度までの間に、実施機関から本件改良区に対して通知した行政指導文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書である。

(2) 基本的な考え方について

本件処分で非公開とされた情報について、条例第8条第1号該当性を検証する。

なお、上記第3 2(2)に示す異議申立人からの主張により、「人数を表す部分」については判断しないこととする。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に列記している。

(2) 「個人の氏名」について

氏名は、特定の個人を識別することができる情報の最たるものであり、当該情報が本号本文に該当することは明らかである。

次に本号ただし書該当性を検証する。

まず、当該情報を何人にも公にする法令の根拠も慣行もなく、本号ただし書イに該当しない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を公にすること

が必要とは認められないことから、本号ただし書口にも該当しない。

さらに、当該情報は公務員等の氏名ではないことから、本号ただし書八にも該当しない。

したがって、当該情報は本号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、異議申立人は、当該情報が本件改良区の役員の氏名である場合には公開すべき旨を主張しているが、当審査会がインカメラ審理により見分したところ、当該情報に本件改良区の役員の氏名は含まれていなかった。

以上により、当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 その他

異議申立人は、本件事案と同じ案件内容で、異議申立てを行った結果、行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、当該異議申立てを認容し、公開決定を行った経緯があり、本件処分は不当である旨主張している。

この点、異議申立人の主張するところの「同じ案件内容」とは、平成20年3月31日付け農整第1429号による決定処分を指すものと考えられる。

しかし、当該処分に基づきなされた公文書部分公開決定処分は、平成20年4月7日付け南総第26004号によるものであり、本件処分と同一の部分を非公開とするものである。

したがって、異議申立人の主張は事実ではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年10月16日	諮問
11月17日	実施機関からの理由説明書を受理
12月15日	異議申立人からの意見書を受理
平成21年 2月10日	審議（第63回審査会）
3月12日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議

	(第64回審査会)
4月17日	実施機関からの口頭理由説明, 審議 (第65回審査会)
5月19日	審議(第66回審査会)
6月22日	審議(第67回審査会)